

議案第 2 8 号

米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

米子市体育施設条例（平成 1 7 年米子市条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
（設置） 第 2 条 米子市におけるスポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、米子市体育施設を、次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市民体育館～米子市民球場</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔削除〕</td></tr><tr><td>米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場</td><td>〔省略〕</td></tr></table> 2 〔省略〕 （指定管理者による管理） 第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。 (1) 〔省略〕 (2) 地区体育館（<u>別表第 2 の備考第 1 項第 9 号</u>に規定する地区体育館をいう。） (3)～(10) 〔省略〕 2 〔省略〕	名称	位置	米子市民体育館～米子市民球場	〔省略〕	〔削除〕		米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場	〔省略〕	（設置） 第 2 条 米子市におけるスポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、米子市体育施設を、次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市民体育館～米子市民球場</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>米子市営湊山球場</td><td>米子市久米町63番地 1</td></tr><tr><td>米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場</td><td>〔省略〕</td></tr></table> 2 〔省略〕 （指定管理者による管理） 第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。 (1) 〔省略〕 (2) 地区体育館（<u>別表第 2 の備考第 1 項第13号</u>に規定する地区体育館をいう。） (3)～(10) 〔省略〕 2 〔省略〕	名称	位置	米子市民体育館～米子市民球場	〔省略〕	米子市営湊山球場	米子市久米町63番地 1	米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場	〔省略〕
名称	位置																
米子市民体育館～米子市民球場	〔省略〕																
〔削除〕																	
米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場	〔省略〕																
名称	位置																
米子市民体育館～米子市民球場	〔省略〕																
米子市営湊山球場	米子市久米町63番地 1																
米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場	〔省略〕																

別表第 1（第 3 条、第18条関係）

体育施設の名称	使用時間	休場日
米子市民体育館～米子市民球場　〔省略〕		
〔削除〕		
米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場　〔省略〕		

別表第 2（第 9 条、第10条の 2、第20条関係）

(1) 体育施設の使用

体育施設	区分	使用料の額
米子市民体育館～米子市民球場　〔省略〕		
〔削除〕		
米子市営淀江球場～米子市営東山球技場　〔省略〕		

(2) 〔省略〕

(3) 米子市民球場における物品の販売その他営業行為
〔表省略〕

別表第 1（第 3 条、第18条関係）

体育施設の名称	使用時間	休場日
米子市民体育館～米子市民球場　〔省略〕		
米子市営湊山球場	5 月 1 日から10月31日までの期間は午前 8 時30分 から午後 7 時まで、1 月 4 日から 4 月30日まで及 び11月 1 日から12月28日 までの期間は午前 9 時か ら午後 5 時まで	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
米子市営淀江球場～米子市営大和公園運動広場　〔省略〕		

別表第 2（第 9 条、第10条の 2、第20条関係）

(1) 体育施設の使用

体育施設	区分		使用料の額		
米子市民体育館～米子市民球場　　〔省略〕					
米子市 営湊山 球場	専用 使用 の 場 合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1 時 間 に つ き	490円
			一般	1 時 間 に つ き	990円
			アマチュア以外のスポーツに使用する場合	1 時 間 に つ き	1,980円
米子市営淀江球場～米子市営東山球技場　　〔省略〕					

(2) 〔省略〕

(3) 米子市民球場及び米子市営湊山球場における物品の販売その他営業行為
〔表省略〕

備考 [省略]	備考 [省略]
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 9 月 2 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前においてこの条例による改正前の米子市体育施設条例の規定により納付すべきであった米子市営湊山球場の使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為による米子市営湊山球場の施設、設備又は器具の損害に対する賠償については、なお従前の例による。
(米子市都市公園条例の一部改正)

4 米子市都市公園条例（平成 1 7 年米子市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改		正		後	
別表第 1 （第11条関係）					
都市公園の名称		有料公園施設の種類及び名称			
湊山公園		庭球場 米子市営湊山庭球場			
		野外劇場 米子市営野外ステージ			
東山公園～河崎公園 〔省略〕					
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。					

改		正		前	
別表第 1 （第11条関係）					
都市公園の名称		有料公園施設の種類及び名称			
湊山公園		野球場 米子市営湊山球場			
		庭球場 米子市営湊山庭球場			
		野外劇場 米子市営野外ステージ			
東山公園～河崎公園 〔省略〕					

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

(改正理由)

令和 2 年 9 月 22 日をもって市営湊山球場を廃止するため、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市体育施設のうち市営湊山球場を廃止することとし、関係規定から除くこととする。(第 2 条、別表第 1、別表第 2 関係)
- 2 本市の都市公園に設置されている有料公園施設から、市営湊山球場を除くこととする。(附則第 4 項米子市都市公園条例一部改正関係)
- 3 過去の号番号ずれに伴う所要の整備を行うこととする。(第 17 条関係)
- 4 この条例は、令和 2 年 9 月 23 日から施行することとする。

(参考事項)

1 廃止の経緯

米子城跡の三の丸に位置する市営湊山球場(以下「湊山球場」という。)の敷地については、昭和 52 年の市史跡指定及び平成 18 年の国史跡指定を受けた米子城跡と一体的に史跡として保存すべき価値を有する場所として、平成 23 年に史跡公園化の方針を決定した。

その後、史跡の調査、文化庁の視察等の末に策定した史跡米子城跡保存活用計画(平成 29 年策定)及び史跡米子城跡整備基本計画(平成 31 年策定)に基づき、湊山球場敷地部分の史跡公園化に向けた整備を促進するため、この度、湊山球場を廃止することとした。

2 施設の概要

- (1) 設置年月 昭和 28 年 6 月
- (2) 敷地面積 23,971㎡
- (3) 収容人員 13,000 人席・芝スタンド
- (4) 利用者数 103 件 延べ 4,659 人(平成 30 年度実績)

議案第 2 9 号

米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について

米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例
(米子市公民館条例の一部改正)

第 1 条 米子市公民館条例（平成 1 7 年米子市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
(設置) 第 2 条 法第21条第 1 項の規定により、公民館を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市中央公民館～米子市車尾公民館</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>米子市加茂公民館</td><td>米子市両三柳3292番地</td></tr><tr><td>米子市河崎公民館～米子市大和公民館</td><td>〔省略〕</td></tr></table> 2 〔省略〕	名称	位置	米子市中央公民館～米子市車尾公民館	〔省略〕	米子市加茂公民館	米子市両三柳3292番地	米子市河崎公民館～米子市大和公民館	〔省略〕	(設置) 第 2 条 法第21条第 1 項の規定により、公民館を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市中央公民館～米子市車尾公民館</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>米子市加茂公民館</td><td>米子市両三柳3305番地</td></tr><tr><td>米子市河崎公民館～米子市大和公民館</td><td>〔省略〕</td></tr></table> 2 〔省略〕	名称	位置	米子市中央公民館～米子市車尾公民館	〔省略〕	米子市加茂公民館	米子市両三柳3305番地	米子市河崎公民館～米子市大和公民館	〔省略〕
名称	位置																
米子市中央公民館～米子市車尾公民館	〔省略〕																
米子市加茂公民館	米子市両三柳3292番地																
米子市河崎公民館～米子市大和公民館	〔省略〕																
名称	位置																
米子市中央公民館～米子市車尾公民館	〔省略〕																
米子市加茂公民館	米子市両三柳3305番地																
米子市河崎公民館～米子市大和公民館	〔省略〕																
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。																	

(米子市学習等供用施設条例の一部改正)

第 2 条 米子市学習等供用施設条例（平成 1 7 年米子市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(設置) 第 2 条 地区住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、地域社会の福祉の増進を図るため、学習等供用施設を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市住吉地区学習等供用施設</td><td>〔省略〕</td></tr></table>	名称	位置	米子市住吉地区学習等供用施設	〔省略〕	(設置) 第 2 条 地区住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、地域社会の福祉の増進を図るため、学習等供用施設を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市住吉地区学習等供用施設</td><td>〔省略〕</td></tr></table>	名称	位置	米子市住吉地区学習等供用施設	〔省略〕
名称	位置								
米子市住吉地区学習等供用施設	〔省略〕								
名称	位置								
米子市住吉地区学習等供用施設	〔省略〕								

米子市加茂地区学習等供用施設	<u>米子市両三柳3292番地</u>	米子市加茂地区学習等供用施設	<u>米子市両三柳3305番地</u>
米子市河崎地区学習等供用施設～米子市和田地区学習等供用施設　〔省略〕		米子市河崎地区学習等供用施設～米子市和田地区学習等供用施設　〔省略〕	
備考　表中の〔 〕の記載は、注記である。			

附　則

この条例は、令和２年６月１日から施行する。

議案第 29 号参考資料

米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する 条例

(改正理由)

鳥取県が行う米子境港都市計画道路事業 3・4・32号三柳中央線整備事業の実施に伴い、米子市加茂公民館（兼米子市加茂地区学習等供用施設）を移転新築したことにより、その位置を変更しようとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市公民館条例の一部改正（第 1 条）
米子市加茂公民館の位置を「米子市両三柳3292番地」に改めることとする。
（第 2 条関係）
- 2 米子市学習等供用施設条例の一部改正（第 2 条）
米子市加茂地区学習等供用施設の位置を「米子市両三柳3292番地」に改めることとする。（第 2 条関係）
- 3 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとする。

(参考事項)

米子市加茂公民館の位置の変更の経緯

米子境港都市計画道路事業 3・4・32 号三柳中央線の施行計画が米子市加茂公民館敷地及び建物と重なるため、米子市加茂公民館の移転新築を行った。令和 2 年 3 月 10 日に建設工事が完了し、同年 4 月 9 日に敷地となる土地の合筆が完了したことにより位置が確定した。移転後の米子市加茂公民館は同年 6 月 1 日に供用を開始することとしているため、専決処分の上、議会に報告しようとするもの。

議案第 30 号

米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について

米子市公民館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市公民館規則の一部を改正する規則

米子市公民館規則（平成１７年米子市教育委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表（第３条関係） <table><tr><th>公民館</th><th>附属施設</th></tr><tr><td colspan="2">米子市明道公民館・米子市住吉公民館　〔省略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔削除〕</td></tr><tr><td colspan="2">米子市河崎公民館～米子市県公民館　〔省略〕</td></tr></table>	公民館	附属施設	米子市明道公民館・米子市住吉公民館　〔省略〕		〔削除〕		米子市河崎公民館～米子市県公民館　〔省略〕		別表（第３条関係） <table><tr><th>公民館</th><th>附属施設</th></tr><tr><td colspan="2">米子市明道公民館・米子市住吉公民館　〔省略〕</td></tr><tr><td>米子市加茂公民館</td><td>多目的広場</td></tr><tr><td colspan="2">米子市河崎公民館～米子市県公民館　〔省略〕</td></tr></table>	公民館	附属施設	米子市明道公民館・米子市住吉公民館　〔省略〕		米子市加茂公民館	多目的広場	米子市河崎公民館～米子市県公民館　〔省略〕	
公民館	附属施設																
米子市明道公民館・米子市住吉公民館　〔省略〕																	
〔削除〕																	
米子市河崎公民館～米子市県公民館　〔省略〕																	
公民館	附属施設																
米子市明道公民館・米子市住吉公民館　〔省略〕																	
米子市加茂公民館	多目的広場																
米子市河崎公民館～米子市県公民館　〔省略〕																	
備考　表中の〔　〕の記載は、注記である。																	

附　則

この規則は、令和２年６月１日から施行する。

米子市公民館規則の一部を改正する規則

(改正理由)

鳥取県が行う米子境港都市計画道路事業 3・4・32号三柳中央線整備事業の実施に伴い、米子市加茂公民館を移転新築したことにより、附属施設を廃止しようとするものです。

(改正内容)

1 米子市公民館規則の一部改正関係（第 1 条）

米子市公民館条例第 2 条第 2 項の規定により設置する附属施設のうち、「米子市加茂公民館」の多目的広場を削除する。（第 3 条及び別表関係）

2 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとする。

(参考事項)

米子市加茂公民館の附属施設を廃止する経緯

米子境港都市計画道路事業 3・4・32 号三柳中央線の施行計画が米子市加茂公民館敷地及び建物と重なるため、米子市加茂公民館の移転新築を行った。移転に伴い、多目的広場を廃止しようとするもの。

議案第 31 号

米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に
関する規則の一部を改正する規則の制定について

米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則

米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則（平成１７年米子市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第２条関係）						別表（第２条関係）					
施設名	〔省略〕	照明		会 場 面 積 （ 平 方 メ ー ト ル ）	〔省略〕	施設名	〔省略〕	照明		会 場 面 積 （ 平 方 メ ー ト ル ）	〔省略〕
		種類	形態					種類	形態		
啓成小学校～ 車尾公民館	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	啓成小学校～ 車尾公民館	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
加茂公民館	〔省略〕	<u>発光ダイオード</u>	〔省略〕	<u>124</u>	〔省略〕	加茂公民館	〔省略〕	<u>蛍光灯</u>	〔省略〕	<u>134</u>	〔省略〕
河崎公民館～ 市民体育館	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	河崎公民館～ 市民体育館	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。											

附 則

この規則は、令和２年６月１日から施行する。

議案第 3 1 号 参考資料

米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する 規則の一部を改正する規則

(改正理由)

鳥取県が行う米子境港都市計画道路事業 3・4・32号三柳中央線整備事業の実施に伴い、米子市加茂公民館を移転新築したことにより、規則の一部について所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部改正

加茂公民館の照明の種類について、「蛍光灯」を「発光ダイオード」に、同公民館の会場面積について、「134平方メートル」を「124平方メートル」に改めることとする。（別表関係）

- 2 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとする。

(参考事項)

2 階建てであった米子市加茂公民館を平家建てで移転新築したが、その機能を引き継ぐことを基本的考え方としており、バリアフリー化や発光ダイオード（LED）による照明など、利用者や環境に配慮した施設としている。

議案第 3 2 号

米子市図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 5 条の規定により、米子市
図書館協議会委員を次のとおり任命する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 2 年 5 月 2 9 日から令和 3 年 1 0 月 3 1 日まで
- 2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属	備 考
学校教育関係者	井 口 恵美子	米子市小学校長会	新 任
〃	小 谷 齊	米子市中学校長会	〃

議案第 3 3 号

米子市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 5 条の規定により、米子市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 2 年 5 月 3 0 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属	備 考
学校教育関係者	森 本 繁	米子市小学校長会	新 任